

掛川市監査委員告示第5号

掛川市監査委員事務局規程（平成17年掛川市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

掛川市監査委員 横山 茂 明

掛川市監査委員 鈴木 正 治

第5条第1号中「、主査」を削る。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。